

## 「査定方針」の基本的な考え方①

- 申請原価に対する査定は、以下の基本的な考え方に基づき実施されました。

### 〔査定方針の基本的な考え方（要旨）〕

申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査。

- ① 広告宣伝費（公益的目的のものを除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）、交際費等は原価算入を認めない。
- ② 既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認。
- ③ 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、コスト削減を求めることが困難である費用※を除き、未達分を減額。その際、震災後に行った経営効率化の取組みのうち、原価織込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定。  
※ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等
- ④ 子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額。
- ⑤ 人件費、修繕費、事業報酬等 「一般電気事業供給約款料金審査要領」（以下、「審査要領」）にメルクマール※などの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。  
※ 基準となる指標
- ⑥ 「その他経費」については、「審査要領」に従い、比較査定（ヤードスティック査定）を行う。

## 「査定方針」の基本的な考え方②

〔経営効率化の織込みについて〕

- ① 電力会社は、料金改定の有無にかかわらず、外部の知見も活用し不断のコスト削減努力を行うべきであり、値上げにあたっては、客観的な第三者による効率化目標の設定が料金に対する信頼を得る上で重要。
- ② 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく賠償支払いに対する支援を受ける前提として、「東京電力経営・財務調査委員会」及び原子力損害賠償支援機構による徹底的なデュー・デリジェンス※を実施。その結果、料金認可申請において10%の経営効率化目標を設定し、原価に織込み。  
※ 経営、財務、資産などの状況を詳細に調査すること
- ③ 今回、7%の効率化目標を設定し原価を圧縮していることは評価できるが、第三者による徹底的な調査を経たものではないことなどから、7%の目標をそのまま受け入れることは困難。効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を適用することが合理的。
- ④ 調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と東京電力のものを比較した結果、コスト削減前のコスト水準は3社でほぼ同等であったと考えられることから、効率化目標数値10%を適用し減額。

【参考】経営効率化に関する修正指示及び修正額

(億円)

項目	主な修正指示	修正額及び修正内容	
経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額</li> <li>・ 子会社・関係会社に対しても、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額</li> </ul>	54.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率化深掘り [42.3]</li> <li>・ 子会社・関係会社取引 [12.4]</li> </ul>
スマートメーター 関連費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度毎に単価削減を織り込み、原価算定期間最終年度(H27)には計量及び通信両ユニットをあわせた単価で1.4万円/台程度の織込みとする</li> </ul>	7.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計器単価削減 [6.8]</li> </ul>